

議案第七十四号

三朝町印鑑条例の一部改正について

次のとおり三朝町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年六月二十拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例（昭和五十年三朝町条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条（見出しを含む）及び第十条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

第十三条第一項中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑の登録を受けている者又はその代理人」に改め、同条第二項中「複写機」を「電子計算機又は複写機」に、「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

第十五条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成元年七月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に改正前の三朝町印鑑条例の規定に基づき行われた印鑑の登録又は証明は、改正後の三朝町印鑑条例の規定に基づき、登録又は証明されたものとみなす。